

とみおか

2020.6月 お知らせ版

Tomioka photo album



富岡一中校庭芝生張り(2010年6月22日撮影)

富岡町役場 三春出張相談窓口を臨時開設

町は、三春出張相談窓口を次のとおり開設します。

窓口では、住民票、印鑑証明書、各種税証明書等の発行業務を行いますので、ぜひご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、原則予約制とさせていただきます。

【開設場所】

富岡町サポートセンター平沢内（三春町大字平沢字四合田240番7）

【開設日】

令和2年7月6日(月)、8日(水)、10日(金) 10:00～15:00(各日共通)

【予約方法】

7月3日(金)までに、お電話にてご希望の日時をお知らせください。なお、先着順につき、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【予約先】

郡山支所 ☎024-983-9021

【開設時間及び受付人数】

開設時間	受付人数	開設時間	受付人数	開設時間	受付人数
10:00～	2名	11:30～	2名	14:00～	2名
10:30～	2名	13:00～	2名	14:30～	2名
11:00～	2名	13:30～	2名		

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合があります。なお、大玉地区で開催する出張相談窓口については、詳細が決まり次第お知らせします。

閩郡山支所

特別定額給付金の申請はお済みですか？

町は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金の申請書を各世帯へ郵送し、給付金の支払いを開始しました。まだ手続きされていない世帯は、必ず同封した返信用封筒をご使用のうえ、郵送で申請書等をお送りください。

なお、給付金は申請書の審査が済んだ方から順次振り込みを行いますが、申請時の不備が多数見受けられますので、記入漏れや本人確認書類・口座確認書類の添付漏れが無いよう、ご提出前に再度ご確認くださいませようお願いします。

閩総務課 財政係

福島県双葉警察署 双葉郡富岡町中央2丁目19番地 ☎0240-22-2121

警察署所在地 夜の森駐在所 だより



警察署所在地の勤務員が変わりました

福島県警察人事異動で警察署所在地の勤務員が令和2年4月から変わりました。警察署所在地・夜の森駐在所は各1名で、勤務員については

- 1 双葉警察署所在地
高橋 良典(たかはし よしのり)
- 2 夜の森駐在所
伊藤 正実(いとう まさみ)

となります。



伊藤 正実(写真左) 高橋 良典(写真右)

○勤務員からの挨拶

高橋

春の人事異動で、福島北警察署から赴任しました。

地域の皆さんの安心・安全を守るように、職務に尽力する所存です。よろしくお願ひ致します。

伊藤

夜の森駐在所2年目です。夜の森駐在所は帰還困難区域内で現在も閉鎖中ですが、昨年に引き続き、地域の方々が治安面で、不安を感じる事が無くなるように、一生懸命勤務します。よろしくお願ひします。



新型コロナ便乗犯罪に注意!!

~全国で新型コロナウイルスに便乗した犯罪が相次いでいます!!~

☆全国の事例☆

- 振り込め詐欺
「新型コロナ助成金が出る」との電話があり、訪れた銀行員を名乗る男にキャッシュカードを持ち去られた。
- 休業店舗を狙った空き巣
休業中の店舗に男が押し入り、バールで金庫をこじ開けようとした。
- 外出自粛中の人を狙う訪問盗
工事業者を装った男が訪問し、会話をしている間に別の男が侵入し、現金を盗まれた。
- 子供を狙った性犯罪
「新型コロナウイルスの検査をするから協力して」と言って児童に近寄り、体を触った。
- 青少年健全育成条例違反
休校中の学生等を深夜に車で連れ出した。



不審な電話や手紙、訪問があった際は、すぐに家族や警察に相談してください!!

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

町は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、児童手当を受給されている世帯に対し臨時特別給付金を支給します。

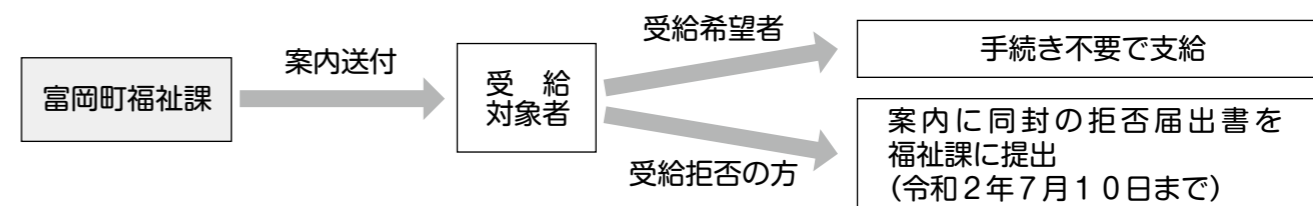
【支給対象者】 令和2年4月分の児童手当受給世帯
※特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている方は、所得制限限度額以上のため支給対象外となります。

【給付額】 対象児童1人につき1万円

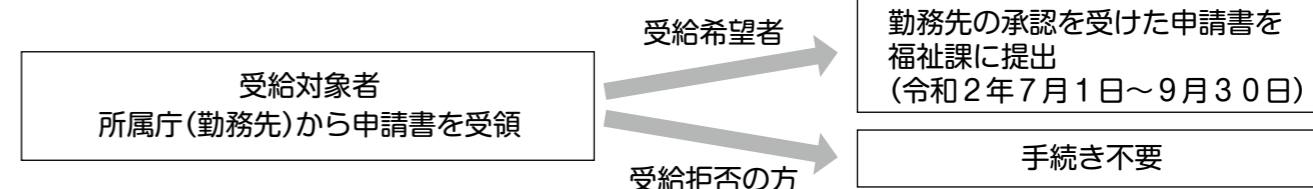
【支給開始日】 令和2年7月下旬頃~

【受給方法】

- ◇受給者が富岡町に住民登録のある公務員以外の方(原則、申請は不要)
※「公務員」とは、勤務先から児童手当を受給している方



- ◇受給者が富岡町に住民登録のある公務員の方(申請が必要)



町福祉課 福祉係

児童手当現況届 ご提出のお願い

町は、お子さまの養育状況を確認させていただく「児童手当現況届」を、現在児童手当を受給されている方に送付します。必要事項をご記入の上、添付書類と共にご提出ください。

なお、提出されない場合は、受給資格があっても6月以降の手当が支給できなくなりますので、忘れずに提出してください。

【提出期限】 令和2年7月1日(水) ※期限厳守

【提出先】 福祉課福祉係または、いわき支所、郡山支所
※郵送の場合は福祉係までお送りください。
〒979-1192 富岡町大字本岡字王塚622-1

- 【添付書類】**
- 受給者共通
 - ①国民健康保険以外の方
児童手当受給者(養育者)の保険証の写し
 - ②振込金融機関を変更される方
銀行口座の写し ※児童手当受給者(養育者)名義のもの
 - 単身赴任等で児童を別居監護する方
 - ①監護・生計同一に関する申立書 ※必要な方は係までご連絡ください
 - ②別居先の児童が属する世帯全員分の住民票 ※記載省略の無いもの

町福祉課 福祉係



消防署からのお願い

「消毒用アルコール」の安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。適切に使用し、火災予防をお願いします。

【アルコールの特徴】

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。



火災予防上の一般的な注意事項

☆消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



☆消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



☆消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



☆消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。

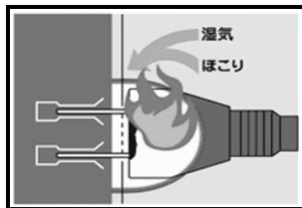


☆室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。



コンセント火災(トラッキング現象)に注意しましょう

トラッキング現象とは、コンセントに差し込んだプラグの周辺にほこりや湿気などが付着することにより、差し込みプラグの刃の間に電流が流れ、ショートを起こして炭化経路が形成され出火する現象をいいます。梅雨などの湿度が高い時季は、特に注意して点検を行いましょう。



【対策】

- 定期的に点検し、ほこりを取り除きましょう。(差しっぱなしの冷蔵庫やテレビの裏などはほこりがたまりやすい。)
- トラッキング防止カバー(ほこりが入らない構造)などが販売されています。

【緊急通報の場合】 119番(双葉消防本部 通信指令室)

【問い合わせの場合】 0240-22-2119(富岡消防署 予防係)



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町宇玉塚622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <https://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <https://www.facebook.com/Tomiokamachi/>
どっぴー公式フェイスブック <https://www.facebook.com/tomippy/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課までにお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。